

## 本市職員の懲戒処分について

本日、当該職員に対し、停職 6 か月の懲戒処分を行いました。

今回の件で、本市のイメージの悪化を招くとともに、市民の皆様の信頼を大きく損ねることとなつたことに対しまして、心よりお詫びを申し上げます。

今後につきましては、職員一丸となって、市政を一步ずつ前に進め、信頼回復に努めてまいります。

令和 7 年 1 月 9 日

前橋市長職務代理者

前橋市副市長 細 谷 精 一